建設工事における現場代理人等の兼任にかかる運用について

平成２６年５月２８日

「建設工事と技術者の配置について（京田辺市建設部）」に定める現場代理人及び専任の主任技術者（以下「現場代理人等」という。）の兼任に関する手続等について、次のとおり運用する。

１　発注者の承諾

受注者は、兼任条件を満たす工事において、現場代理人等を他の工事等と兼任させたいときは、落札決定後、兼任をする工事双方の発注者（監督職員）と打合せを行い、兼任の承諾を得るものとする。

２　現場代理人の兼任の届出

受注者は、１の発注者（監督職員）の承諾が得られた場合において、技術者非専任工事における現場代理人を他の工事と兼任させたいときは、契約時に「現場代理人兼任届（別記様式１）」を契約担当課に提出するものとする。

３　専任の主任技術者等の兼任の届出

受注者は、１の発注者（監督職員）の承諾が得られた場合において、技術者専任工事における専任の主任技術者及び現場代理人を他の近接関連工事と兼任させたいときは、契約時に「技術者の専任を要する工事の兼任届（別記様式２）」を契約担当課に提出するものとする。

４　届出の確認

契約担当課は、２又は３の届出があったときは、兼任条件を満たしているか確認を行うものとする。

５　連絡体制等

受注者は、連絡員を定めたときは、速やかに発注者（監督職員）に報告するものとし、連絡員及び連絡体制を工事打ち合わせ簿等で明確にするものとする。